

No.150

Sep.25
2025

JIPS DIRECT

NEWS LINE

証券会社関連の動向 01

証券関連業務に関する行政の動き 01

JIPs LINER

日証協 標準化モデル適用!

JIP相続事務BPO(業務委託)サービス 02

PICK UP TOPICS

—証券トレンド—

IPO実務からみたオルツ問題について 04

JIPs FOCUS

投資資産としての暗号資産の捉え方

～拡大する投資家層と新たな法規制、期待されるブロックチェーン

技術活用とその影響、そして課題について 05

NEWS LINE | ビジネスニュース

◆ 証券会社関連の動向

ESG債 市場 札幌証券取引所は、ESG債に限った機関投資家向け市場を創設

—新市場の名称は「北海道ESGプロボンドマーケット」で国内初のESG債専用の市場

デジタル 株式 米ナスダックは、上場会社株式を裏付けとする株式トークン取引の為に規則改正を公表(9/8)

—株式トークンで先行する米ロビンフッドなどを追走する為、米SECへ申請

未公開株 仲介 株主総会運営支援のスマートラウンドは、年内にも未公開株の売買仲介を開始(9/5)

—野村ホールディングスなどが出資し仲介サービスを支援。売り手はVCファンドや資本提携企業、買い手は特定投資家を想定

オルソボ 伊藤忠、国内初のオレンジボンド発行へ(9/3)

—女性活躍推進などのジェンダー平等に貢献するプロジェクトに資金用途を限定した債券を機関投資家向けに発行

デジタル 通貨 ゆうちょ銀行は、2026年度に預金者向けにデジタル通貨を発行(9/1)

—ディーカレットDCPが開発するデジタル通貨「DCJPY」を導入。ゆうちょ銀が発行体となり、希望する顧客の預金をDCJPYに振替

IPO 支援 EY新日本監査法人は、福岡事務所内に「IPO 地区戦略室」を設けIPOサポートを強化(9/1)

—専門チームを立ち上げ、首都圏に多いベンチャーキャピタル(VC)などと九州地方の企業を繋ぐ

中小企業 再生 大和証券グループ本社とあおぞら銀行は、企業再生を専門にする投資ファンド組成

—初の共同事業となり、地銀など中小と取引する金融機関から不良債権を買収

◆ 証券関連業務に関する行政の動き

・スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会報告書公表(9/5、日本証券業協会)

—非上場の段階においても、市場仲介者が現状のIPOの資金調達と同等程度の役割を果たすことを目指し、「現状のIPOによる資金調達額(2024年:1,741億円)と同等額(1,800億円)」をKGIとして設定

・2025事務年度金融行政方針について(8/29)

—2025事務年度の主なポイントは以下のとおり

- ✓ 地域金融力強化プランの策定
- ✓ 人的資本開示・NISAの一層の充実
- ✓ 暗号資産・ステーブルコインに関する施策の推進
- ✓ 協同組織金融機関における適切な経営管理及び業務運営の確保
- ✓ 保険業界の信頼の回復と健全な発展に向けた対応
- ✓ 組織体制の不断の見直しと金融行政の進化

・「NISAに関する有識者会議」中間とりまとめの公表について(8/29)

—つみたて投資枠における対象株式指数の考え方

✓ 商品設計上、指数の構成銘柄のセクターが分散されていること

✓ 新しく開発された指数であっても資産形成において広く活用されることが見込まれる指数については、対象指数として位置付けることを検討

—つみたて投資枠の対象商品にかかる今後の検討課題

✓ 地域別の株式指数単体の商品を対象とすること

✓ より安定的なキャッシュフローが望めるアセットクラスを対象商品に含めること

日証協 標準化モデル適用！

JIP相続事務BPO(業務委託)サービス

当社BPO事業部では、金融機関向けに相続事務のBPO(業務委託)サービスを提供しております。

近年、相続手続きの件数は着実に増加しており、業務の複雑化・煩雑化が進んでいます。当社が長年培ってきた専門知識と実務経験を活用いただくことで、本店業務部門および営業店における事務負荷の大幅な軽減が可能となります。働き方改革の一環として、業務効率化・人材の最適配置を図るためにも、ぜひ当サービスの導入をご検討ください。

なお、本サービスは、2025年6月18日付協会通知「証券会社における相続作業を外部委託する場合の標準化モデルの作成について」に準拠したスキームにて運用しております。安心してご利用いただけます。

■ 相続を取り巻く現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行に伴い、相続に関する事務負担は金融機関各社の深刻なビジネス課題となっている。
- ・ 特に、人件費の削減や業務効率化が求められる中、相続関連業務の見直しは急務。

相続に関連する様々な課題

課題

ご本人
ご遺族



● 相続放棄の割合が増加

放棄割合2016年 約15%から2023年 約18%へ上昇。複雑な手続きや費用負担が背景。

● 相続人不在のケースが増加傾向

「お一人様」世帯の割合は2016年 約27%から2023年 約34%へ上昇。

課題

行政

民間事業者



● 相続されないことによる国庫納入遺産の倍増

相続人不在による「国庫納入遺産」は、2013年336億円から2022年約768億円へ倍増。

● 相続対応の事務負担増、死亡情報の検知遅れ

相続人特定作業に膨大な時間と労力を費やすだけでなく、対応開始そのものに遅延・漏れが発生。

課題

金融機関



● 相続対応にかかる重い事務負担

必要作業の多さ・複雑さだけでなく、精神的負担が大きくメンタルヘルスへの影響も懸念。

● 金融機関内部の体制作り、知見継承に多大なコスト

相続業務に習熟した人材の知見継承・採用も含めた体制維持に多大なコストを要する。

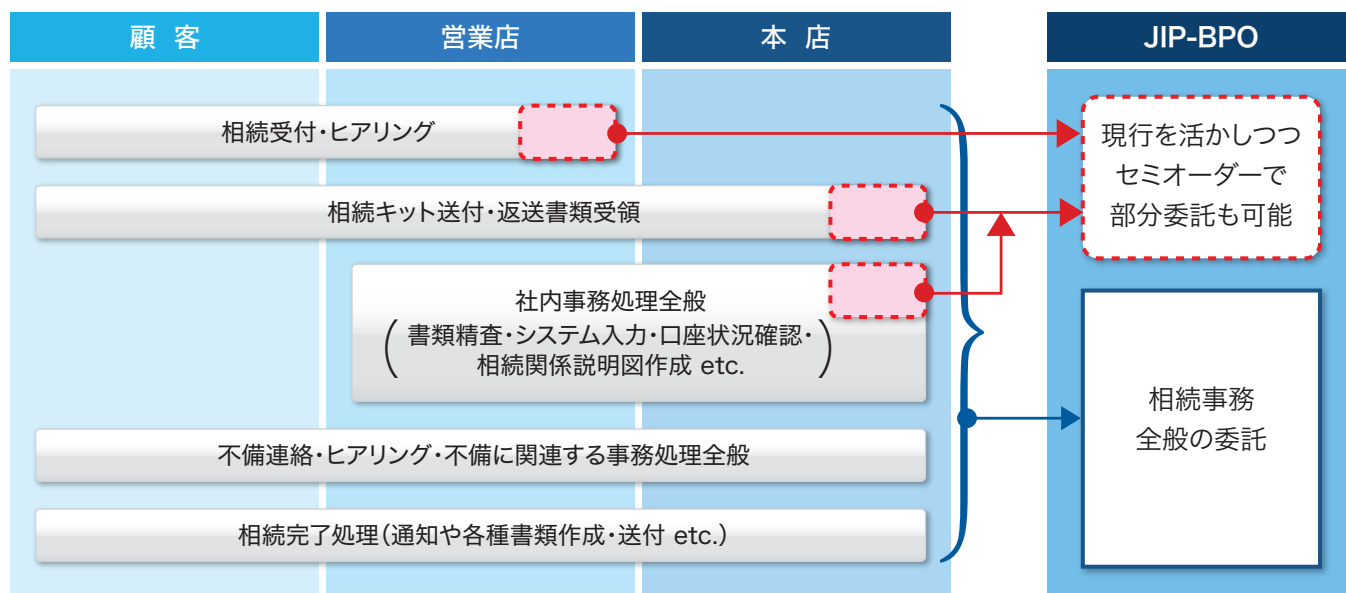
相続事務の効率化・省力化は社会的にも急務！

「相続事務BPOサービス」が効率化・省力化をお手伝いします。

■ 相続事務 BPO サービスのご提案について

現在、多くの金融機関様からお問い合わせをいただいています。

現行の業務フローを活用しながら、必要な部分のみセミオーダーで受託をすることも可能です。
最適なお提案をいたします。



■ 業務設計から支援が可能な BPO サービス

1. 協会通知に準拠したスキーム

2025年6月18日付協会通知「証券会社における相続作業を外部委託する場合の標準化モデルの作成について」に準拠した運用スキームを採用

2. 導入実績に基づく最適な業務フローの提案

複数の導入実績を踏まえ、現場に即した業務フローを設計・提案することが可能

3. 部分導入にも対応

書類精査業務のみなど、業務の一部委託にも柔軟に対応可能

4. 相続書類の保管対応(永久保管可)

相続関連書類の保管業務にも対応しており、永久保管の体制も整備

5. AI技術の活用による業務支援

AIを活用した業務支援により、効率性と正確性の向上を図ることが可能

★ まずはご相談ください ★

相続業務に限らず、金融機関様が抱える業務全般のお困りごとにつきましても、サポートやご提案が可能です。業務改善や効率化に関するご相談を、ぜひお気軽にお寄せください。

当サービスにつきましては、担当営業または下記までお問い合わせください。



日本電子計算株式会社
BPO事業部 BPOサービス統括部

TEL:【東京】03-3249-0289

お問い合わせメールアドレス: bpo_officialhp@cm.jip.co.jp



◆ IPO実務からみたオルツ問題について

昨年10月に東証グロース市場に上場して、本年7月に上場廃止となった株式会社オルツ(以下、同社)の事実が、市場関係者に大きな波紋を投げかけている。市場のゲートキーパーである監査法人、主幹事証券会社、取引所そして同社に出資していたベンチャーキャピタル(VC)などが、監査、上場コンサル、審査、そして出資の為のデューデリジェンス(以下、DD)で果たした役割が改めて問われている。

本件の主な経緯は下表に示したが、7月28日に公表された第三者委員会の調査報告書により、同社の主力サービスとなる「AI GIJIROKU」について、広告代理店を介して販売代理店と行っていた実質的なバーター取引(循環取引に相当)が、売上高の9割に達していたことが明らかになった。「AI GIJIROKU」は、音声データをAIの利用で簡潔な議事録に取り纏めることが可能なサービスで、Webミーティングでも利用されている。この様なサービスは中小企業等の人員が限られている組織にとって、デジタル化やAI活用による効率化の視点で期待値の高いサービスだ。また、同社はグロース市場に上場する際に高い成長性を示すため、自社の独自AIを活用して企業の人事や生産性向上、M&Aや不動産取引のマッチング分野への進出を表明しており、AI関連ビジネスに関心の高い現在の市場環境が企業評価面でプラスに働いていた。

本件を証券会社によるIPO実務面から見ると、いくつかの視点で上場に際しての確認が不足していたのではないかと考える。

◆監査法人や主幹事証券会社の変更:上場を控えた段階におけるこれらの変更については、その変更理由が重要になる。本件では、問題となるバーター取引は2021年に始まったとされているが、当時のAW監査法人からはバーター取引に相当する部分は、売上高と広告宣伝費の差額のみを売上高とすべきとの指摘がなされている。

その後、2022年6月に監査法人が交代しており、交代理由と指摘事項の解消について確認する必要がある。

◆ビジネスモデルについて:注目度の高いサービスや製品であっても、ビジネスモデルとして成り立っているか否かを確認する必要がある。同社の有価証券報告書によると上場するまでの過去5年間、自己資本はマイナスであり、売上高が増加するに従って損失が拡大していく結果がその間続いていた。このパターンは創薬ベンチャーや宇宙関連ビジネスなどでは見られるが、膨大な研究開発費が手元の売上高を超えるものの将来の成長が期待されるケースである。同社の主力ビジネスにおいては、売上高と広告宣伝費がほぼ見合っており、この広告宣伝費の内容と効果に関して確認が必要だった。

◆資金調達について:IPO準備段階に入った2020年12月以降、複数のVC等から約42億円の調達を行っている。本格的な銀行借入は2023年と2024年で19億円実施された。同社は、販管費が売上高を超える状況が続いていたが、十数名で運営されているので人件費等では説明がつかない。この異常な状況の要因分析や調達した資金の使途について確認することが重要になる。なお、IPO時には新たに約44億円が調達され、資金使途は約7割が問題となった広告宣伝費及び販売促進費とされていた。

上記は、あくまでも一般的なIPO実務からみて確認が必要な事項であるが、調査報告書によると、会社側から監査法人、主幹事証券会社、取引所、VCなどの関係者に対するバーター取引に関する説明において、虚偽の説明が繰り返されたことや証憑として偽造書類が提出されたとしている。

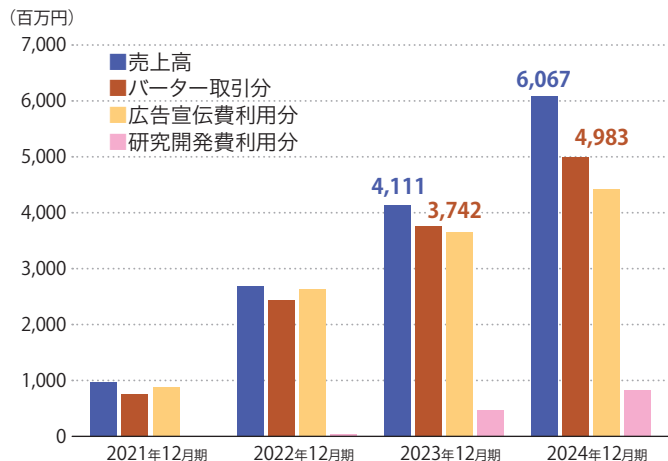
IPO実務における審査やDDは、担当者個人の力量に頼ることが多いが、市場関係者は本件の原因分析を詳細に行った上で、組織的な業務プロセスを見直すことでIPOの信頼性を回復する必要がある。

オルツに関する主な経緯

月日	主要な事項
2021年 3月	大和証券と主幹事契約締結
2022年 9月	監査法人交代(AW監査法人からシドーへ)
2024年 1月	主幹事による上場適格性調査開始
2024年 6月	グロース市場に上場申請(東証)
2024年 9月 5日	グロース市場上場承認(東証)
2024年 10月 11日	グロース市場上場 初値570円
2024年 12月 2日	高値 823円
2025年 2月 14日	2024年12月期決算発表
2025年 4月 28日	売上高過大計上で第三者委設置 決算発表を延期
2025年 7月 29日	第三者委員会の調査報告書公表
2025年 7月 30日	民事再生手続開始申立
2025年 7月 31日	東証による上場廃止通知

※第三者委員会調査報告書より作成

オルツのバーター取引推移



◆ 投資資産としての暗号資産の捉え方
～ 拡大する投資家層と新たな法規制、期待されるブロックチェーン技術活用とその影響、そして課題について

■ 暗号資産を取り巻く環境について

■ 自主規制ルールフレームと取引状況

■ 多様なブロックチェーン技術への期待とその課題

■ 投資資産としての可能性と留意点

■ 暗号資産を取り巻く環境について

ブロックチェーン技術を活用した暗号資産、ステーブルコイン、デジタルトークンへの関心が高まっており、特に暗号資産は投資対象として認識する投資家が増加している。金融庁が2024年に実施した「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査」では、投資経験者の7.3%が暗号資産を保有しており、円建社債やFXなどの保有率より高い。

暗号資産の現状については、金融庁が本年4月に公表した「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」ディスカッション・ペーパーにおいて、次の様な認識が示されている。

- ◇暗号資産の投資対象化が進展し、内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置付けられる状況が生じている。
- ◇Web3の健全な発展は、生産性を向上させる上で重要であり、ブロックチェーン技術を基盤とする暗号資産取引の拡大は、デジタルエコノミーの進展につながり得る。また、適切な投資環境整備を図ることで、オルタナティブ投資の一部として、リスク判断力・負担能力のある投資家による資産形成のための分散投資の対象にもなり得る。
- ◇暗号資産取引に関する投資セミナーやオンラインサロン等も存在しており、詐欺的な投資勧誘も多く認められる。

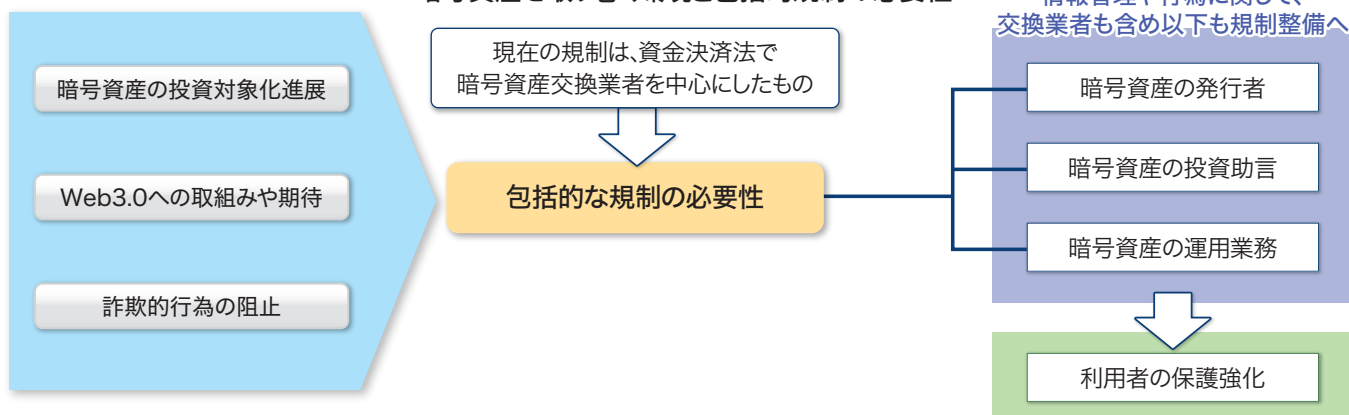
このような状況下、暗号資産に関する包括的な環境

整備の必要性が高まり、既に金融審議会では以下の4点に関して検討が始まっている。なお、規制を過重なものにすると、利用者や事業者の海外流出を招くことで結果的にわが国の競争力を削いでしまいかねないことにも留意すべきとの指摘もされている。

- ①情報開示・提供の充実：暗号資産の発行者と利用者との間の情報の非対称性を解消する観点から、暗号資産に関する情報開示・提供を強化し、利用者が投資判断に際して暗号資産の機能や価値について正しい情報に基づき判断できるようにする。
- ②利用者保護・無登録業者への対応：実効的かつ厳格な規制により利用者保護を強化するとともに、無登録業者による違法な勧誘を抑止する。
- ③投資運用等に係る不適切行為への対応：投資セミナーやオンラインサロンを使つての詐欺的な行為を排除し、利用者保護を図る観点から、暗号資産の投資運用行為やアドバイス行為について適正な運営を確保する。
- ④価格形成・取引の公正性の確保：海外においてビットコイン等の現物ETFが上場されており、投資対象でもある暗号資産について、価格形成や取引の公正性を確保する必要性が高まっている。

暗号資産への投資拡大に伴って、グローバルな法規制動向を把握しながら、新たな規制整備が必要になっている。

暗号資産を取り巻く環境と包括的規制の必要性



■ 自主規制ルールのフレームと取引状況

先ず法体系を整理すると、金融商品取引法で暗号資産と同様の分散型台帳技術(DLT)を利用するデジタル証券(セキュリティトークン)は電子記録移転権利として定義され、暗号資産関係のデリバティブも同法により金融商品として取り扱われる。また、暗号資産関連の法制度は、資金決済法で定められており、暗号資産の取引を行う暗号資産交換業者への規制が中核になっている。なお、最近話題のステーブルコインについては、改正資金決済法(2023年施行)で電子決済手段として定義され、電子決済手段等取引業制度が創設されている。

次に暗号資産等の取引に関する自主規制は、日本暗号資産等取引業協会(以下、JVCEA)で整備・運用されており、暗号資産交換業者に対して、暗号資産を取り扱う場合及び新規暗号資産を販売する場合には、それぞれ審査を実施することを求めている。この審査結果は、JVCEAへ報告することとされ、JVCEAでは暗号資産の技術的な問題、業者の社内態勢やマネーロンダリング(以下、マネロン)、法令違反等の懸念に関する確認を行い、その結果を確認報告書として金融庁へ提出する。また、プロジェクトに関して暗号資産による資金調達を行う場合も、IEO(Initial Exchange Offering)として交換業者が審査することが求められている。

暗号資産に関する審査の概要は下図に示したが、暗号資産取引を推進する目的から、管理体制に問題がなく一定の条件を満たす交換業者については、協会による審査を必要としない簡易な暗号資産認定制度もある。グリーンリスト制度は、3社以上の業者が取り扱いをして6

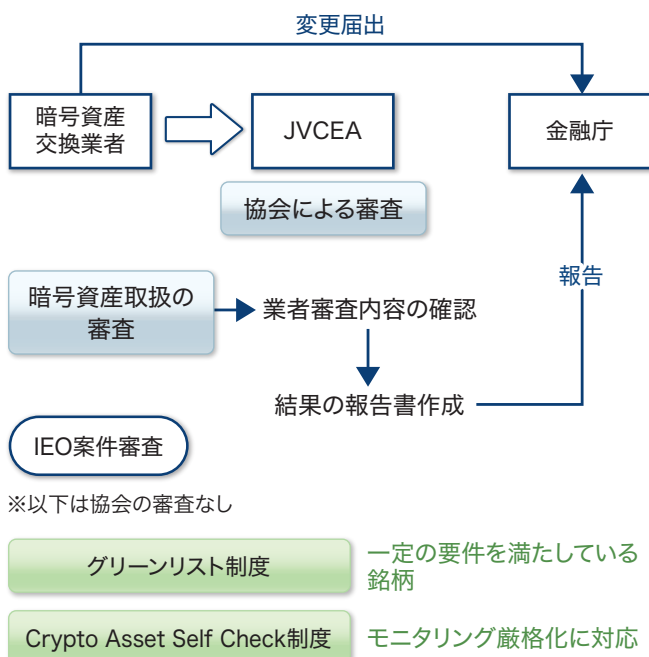
カ月以上経過した銘柄についてJVCEAの審査を不要とするものだ。また、CASC(Crypto Asset Self Check)制度は、銘柄のブロックチェーンの仕様を変更するハードフォークやプロジェクトの状況等に関するモニタリングを行う場合は、業者のみの審査で可とするものだ。

JVCEAによる審査完了件数状況は、制度開始から本年6月までに、既存暗号資産に対して176件、新規暗号資産は101件となっている。また、グリーンリスト制度は107件、CASC制度は145件となっている。

日本国内における2025年6月末の暗号資産の概況については、JVCEA統計資料によると取引口座数1,257万口座のうち稼働口座は766万口座、証拠金取引の稼働口座数は88万口座、暗号資産預りは4兆804億円、証拠金は524億円となっている。

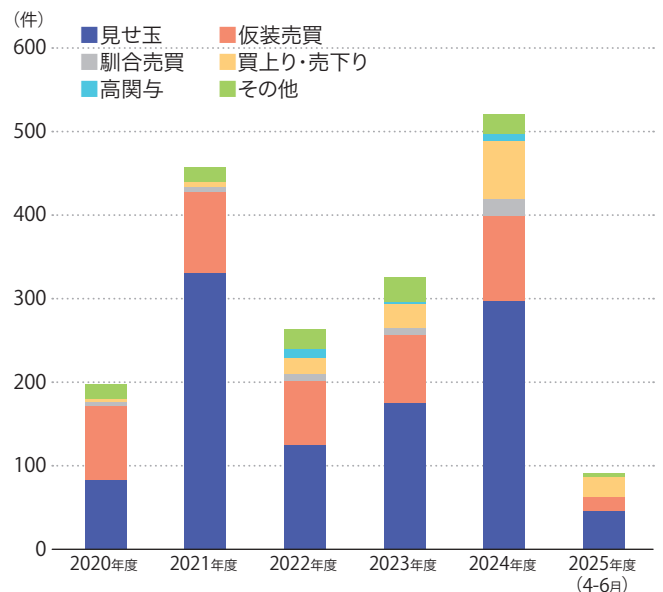
また、取引状況は、「暗号資産取引についての年間報告2023年度」(2024年9月30日:JVCEA)によると、以下の様になっている。現物取引では、1兆3,429億円が取引されたが、その内ビットコインが72.6%、イーサリアムが12.4%、リップルが5.9%となっている。口座を開設している年代では、30代が約30%以上と最も多いが、最近の傾向としては40代以降が増えており、過去5年間で50代や60代の増加が目立っている。取引コストについては、取引量が多い暗号資産で大手交換業者が売り買いの板情報を顧客に示す取引所形式では0%~0.15%となっているが、交換業者が取引の相手方となる販売所方式では0~20%弱まで銘柄や交換業者によって幅広がっている。

暗号資産審査の概要



問題取引として交換業者が行った顧客への注意喚起

※交換業者による自主的な報告に基づく集計



※JVCEA及び金融審議会資料より作成

■ 多様なブロックチェーン技術への期待とその課題

ブロックチェーンは、2009年に誕生したビットコインの基盤技術として注目され、その後、多くの仮想通貨やデジタル資産の発行に利用されている。この技術は取引データをブロックと呼ばれる単位で記録し、このブロックを連鎖状に連結して分散的に管理するもので、その根幹をなす概念は特定の管理者や中央機関を介在させず、ネットワークの参加者全員が同一の台帳を共有・同期する分散型台帳技術とも呼ばれる。暗号資産取引を行った場合、このブロックに取引記録が記録され、一つ前の取引記録のブロックと連結され、過去の取引が鎖状に繋がっていく。また、取引データの整合性はネットワークの多数の参加者間で検証されるため、不正な変更は事実上不可能とされている。

また、ブロックチェーンはデータを複数のノード(コンピュータ端末)に分散して管理するP2Pネットワークを採用しているため、従来の中央集権的システムにおける中央サーバーがダウンするようなリスクはなく、災害やサイバー攻撃への耐性を高める上で極めて重要な価値をもっている。ネットワーク方式としては、ネットワーク参加やノード運営に制限のないパブリックチェーン、管理者がいてその許可が必要なプライベートチェーン、その中間で決済インフラやデジタル証券などの発行基盤に利用されるコンソーシアムチェーンがあるが、暗号資産は殆どパブリックとなっている。その為、ネットワークに参加する全てのノードは全ての取引記録を共有し参照可能となっており、取引の公正性や正当性を参加者自身が確認できるため、高い透明性が確保されている。

以上がブロックチェーン技術のメリットとされるところである。一方で暗号資産取引の拡大に伴い、重要な課題もいくつか認識されている。

先ず、暗号資産ごとに異なるブロックの設計に関することであるが、取引の正当性を担保するための合意形成アルゴリズムが必要となる。ビットコインに採用されているProof-of-Work (PoW) では、マイナー(承認者)が膨大な計算競争を行うことでブロックを生成している。この計算競争は莫大な電力を消費し、その環境負荷の高さが問題視されている。一方、イーサリアムが2022年にPoWから変更したProof-of-Stake (PoS) は、トークンの保有量に応じてブロックの生成権を得る仕組みなので計算競争を必要とせず、エネルギー効率がPoWより高い。しかし、それでもクレジットカードのVISAの10～15倍の電力消費があるとされており、この結果、決済手段としての暗号資産では取引確認時間がかかり、ビットコインで30分近くかかるケースも指摘されている。

次に、ハッキング等による暗号資産の不正流出リスクであるが、資金決済法では交換業者に対して顧客資産をネットワークとは切り離れたコールドウォレット保管(95%以上)することや外部ウォレット利用時のリスク評価・多部門承認など厳格な管理が義務化されている。それでも、2024年5月にはDMM Bitcoinで北朝鮮のハッカー集団の関与により、482億円相当のビットコインが不正流出した。

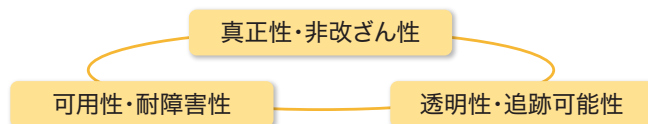
暗号資産を支える技術や運用については、Web3.0などデジタル経済進化に向けた期待は大きいが、不特定多数の取引者を相手にする投資や決済の仕組みとしては、個々のブロック仕様やスマートコントラクトを実現するためのアルゴリズム、ネットワークの在り方など課題も多いのが現状であり、これらの改善に取り組む技術者の不足も指摘されている。

ブロックの合意アルゴリズム比較

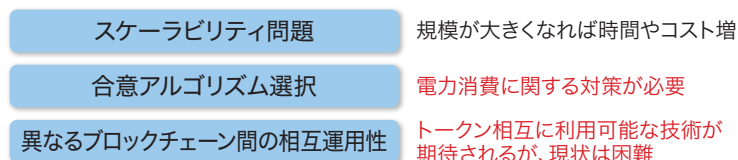
	PoW	PoS
代表例	ビットコイン	イーサリアム
合意形成	大量の計算競争	トークン保有量に基づく
年間消費電力	約1,200億kWh	約600万kWh
取引1件の消費電力	794kWh	0.015kWh (VISAの15倍)
環境負荷	極めて高い	PoWより低い
処理速度	遅い	PoWより速い

※数字は「ブロックチェーンと生成AIにおける電力消費の現状」
日本総研2024年12月より作成

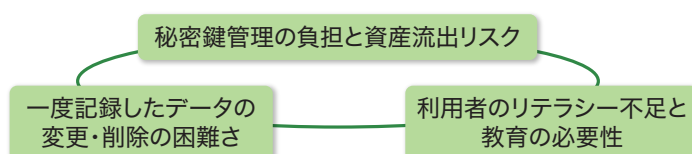
ブロックチェーン技術のメリット



ブロックチェーン技術のボトルネック



運用面の課題



■ 投資資産としての可能性と留意点

暗号資産全体は時価で600兆円近くあり、そのうち6割弱をビットコインが占め、ステーブルコインの取引基盤にも利用されるイーサリアムは13%程度という状況にある。米国市場では2024年1月にビットコイン現物に投資するETFが組成されたが、その後も資金流入が続いている。現在、ブラックロックのIBIT(iShares Bitcoin Trust)は、暗号資産ETFで9割近いシェアを占め、800億ドルを超える運用資産となっている。また、企業によるビットコインやイーサリアム投資も増加しており、中には暗号資産の保有を買い材料として時価総額が大きく増加している上場企業も見られる。

暗号資産が投資資産としての存在感を強めているなか、本年6月には改正資金決済法が成立し、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業制度が創設され、1年以内に施行されることになった。この制度は金融商品仲介業制度と同様に既存の暗号資産交換業者に仲介者が所属するもので、仲介者には資本金や財務上の制限はない。今後、仲介業制度はコンテンツサービスや資産運用などで利用され、暗号資産利用の拡大によりデジタル経済が進展することが期待されている。下図に今後の暗号資産交換業者が求められる重点事項と、証券会社が仲介業者となった場合のイメージを示した。

交換業者はハッキング等による暗号資産流出に備える為にシステムの堅牢性及びシステム運用に関する安全対策が求められている。更にマネロン対策として、顧客口座の徹底した管理と送受金経路の明確化を求めるトラベルルールへの対応など、国際的に求められている取組みを強化する必要がある。これらを有効に機能させるためのミドルやバックオフィスの体制整備も求められる。その結果、人的資源や資本の増強が必要で、現

在の交換業者同士の集約や他の金融機関との提携が進む可能性が高い。

今後、投資資産としての法制度整備が進んでいけば、既存の個人投資家層において暗号資産関連投資が増加して暗号資産投資の裾野が更に拡大していく可能性もある。証券会社にとっても、個人の暗号資産への関心に、どの様に応えていくか検討が必要だ。一般的な投資資産からみて、暗号資産の保管・売買などは特殊なので、既存の交換業者のインフラを使うことが合理的であり、結果として証券会社が交換業者の仲介者となるケースの増加が予想される。

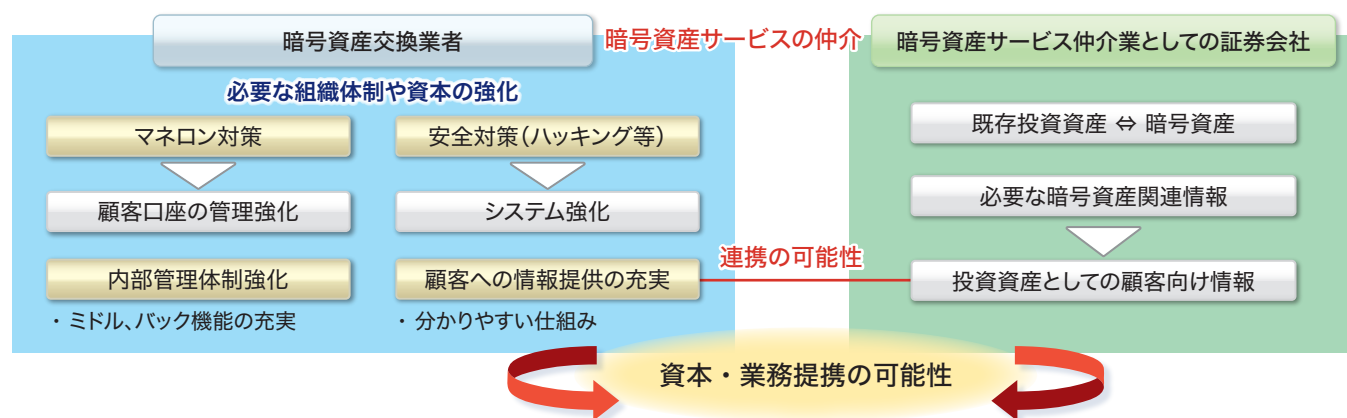
今後、暗号資産が個人の投資対象として更に拡大していくためには、次の様なポイントが考えられる。

まず、暗号資産に関する情報開示の在り方が重要になる。最低限の情報として、一般の投資家が理解可能な範囲で、暗号資産の仕組み(ブロックの運用やアルゴリズムを含む)、取引方法、流動性、決済に要する時間、リスク情報、取扱業者に関する情報などが挙げられる。現在、JVCEAでは協会員が審査した暗号資産について、取扱暗号資産の概要説明書として情報公開している。

次に、課税方法の在り方だ。現在、個人の暗号資産取引に係る譲渡益は総合課税となっているが、金融庁の2026年度税制改正要望として、他の一般的な投資商品と同様に申告分離課税とすることが盛り込まれている。

投資が社会の在り方や変革を取り込もうとするものであれば、デジタル化の進展で期待される暗号資産をどの様に取り扱うか検討が必要だ。決済手段から投資資産へ拡大しつつある中で、欧州の包括的な規制フレームワークMiCAや、米国で検討されているクラリティ法案に次いで、日本においても包括的法制度整備が望まれている。

交換業者の重点項目と期待される証券会社の仲介業務



【編集・発行】日本電子計算株式会社 証券事業部

URL <https://www.jip.co.jp/> 〒102-8235 東京都千代田区九段南1丁目3番1号

【お問い合わせ・ご要望】TEL:03-5210-0153 FAX:03-5210-0221

E-mail shoken_contact@cm.jip.co.jp

NTT DATA Group

